

報道関係者各位

< 改正派遣法について主婦層中心に意識調査 >

日雇い派遣禁止に64%が反対

賛成は9%。10月施行予定の改正労働者派遣法

～ 家事育児と両立するには、短期の仕事は助かります！～

主婦に特化した人材サービスを展開する**株式会社ビー・スタイル**(本社:東京都新宿区、代表取締役:三原邦彦、以下ビー・スタイル)は、今年4月に公布された改正派遣法にうたわれている**日雇い派遣の原則禁止について主婦層を中心としたアンケート調査**を行いました。共働き世帯が増える中、日雇い派遣へのニーズは高まっており、原則禁止に対する**反対意見が賛成意見を大きく上回る**結果となりました。

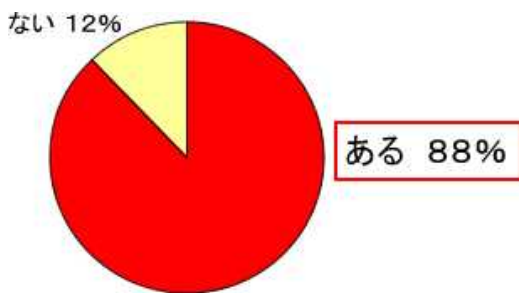
調査概要
 調査手法: インターネットリサーチ(無記名式)
 有効回答者数: 444名(既婚女性347名、独身女性82名、男性15名)
 調査実施日: 2012年4月20日(金)から2012年5月13日(日)まで
 調査対象者: ビー・スタイル派遣登録者/求人媒体「しゅふJOB」登録者/facebook利用者

調査結果サマリー

1. 88%が短期・単発派遣で働いた、または一度でも働こうと思ったことがある。
2. 「30日以内の短期・単発派遣の原則禁止」について尋ねたところ、「賛成」9%・「反対」64%・「わからない」27%。
3. 短期単発派遣がなくなることで「正社員就職がしやすくなりそう」と答えたのは、わずかに5%。

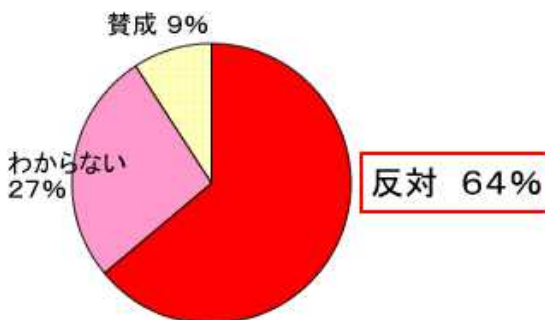
1. 88%が短期・単発派遣で働いた、または一度でも働こうと思ったことがある。

図1: あなたは短期・単発派遣で働いた、または一度でも働こうと思ったことはありますか？(n=444 単一回答)



2. 「30日以内の短期・単発派遣の原則禁止」について尋ねたところ、「賛成」9%・「反対」64%・「わからない」27%。

図2: 「30日以内の短期・単発派遣の原則禁止」について、あなたは賛成ですか、反対ですか。(n=444 単一回答)



フリーコメント回答抜粋

<賛成>

- ・「長期就業が大原則であり、主婦学生その他が除外されれば賛成です。」(神奈川県・49歳)
- ・「単発はいいように使われる使い捨てられるイメージがあるので。」(東京都・41歳)
- ・「長期を希望しているがなかなか仕事がない。本当は長期で働きたい。」(千葉県・42歳)

<反対>

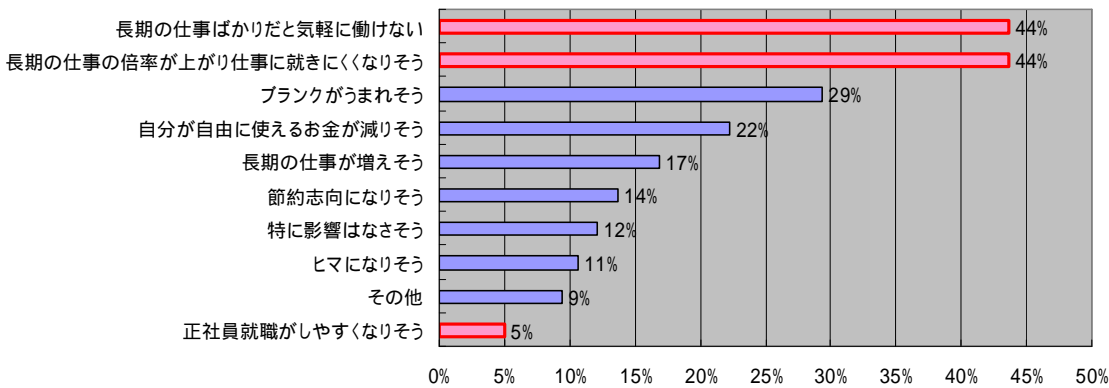
- ・「今現在もバイトの合間に単発派遣で働いていて、なくなってしまうたら、生活ができません!!」(東京都・36歳)
- ・「禁止する理由がわからない。人それぞれに事情が違うのだから、一律に縛るべきではない。」(千葉県・43歳)
- ・「30日以内の短期・単発派遣」で働きたいから。長期では働けないから。」(東京都・38歳)

<わからない>

- ・「廃止になることのメリット・デメリットが分かりません。」(兵庫県・30歳)
- ・「結局、派遣社員の地位向上にはならないから意味のある法案なのかかわからない。」(千葉県・40歳)
- ・「短期・単発で仕事をしたい方もいるはずなので、なんとも言いえない感じです。」(東京都・38歳)

3. 短期単発派遣がなくなることで「正社員就職がしやすくなりそう」と答えたのは、わずかに5%。

図3：短期・単発派遣がなくなることで、ご自身にどんな影響があると思いますか？(n=444 複数回答)



日雇い派遣禁止について、アンケート調査結果のポイントを以下にまとめます。

1. 「日雇い派遣禁止」に反対する声が多く、賛成の7.5倍。
2. 「日雇い派遣禁止」のメリットが不透明。
3. 収入機会喪失の可能性を踏まえ、運用ルールでの配慮必要。

リーマンショック以降、派遣就業の不安定要素のみをクローズアップしながら禁止対象として議論されてきた日雇い派遣。

4/6に公布された改正派遣法では、30日以内に限定して原則禁止されることになりました。しかしながら、当アンケートの回答者の77%が、日雇い派遣が原則禁止となることについて「知らない」と答えています。またアンケート結果では、日雇い派遣禁止に反対する声が圧倒的に多く、法施行後の影響が懸念されます。特に、日雇い派遣の禁止によって正社員就業率の増加を期待する声はわずか5%にすぎず、むしろ長期求人の求職倍率が上昇して仕事に就きづらくなるとの回答が多く寄せられる結果となりました。

憂慮すべきは、「気軽に働けない」「ブランクがうまれる」など、収入減や仕事に就けなくなる不安を感じるという声が多い点です。法改正が労働者の就業選択肢を奪う結果とならないよう、制度運用上の十分な配慮が求められます。

当アンケートの回答者の84.7%は、既婚者もしくはシングルマザーなどの主婦層です。**株式会社ビー・スタイル**では、2002年の創業以来、一貫して主婦層への雇用機会創出に尽力してまいりました。法改正が主婦の方々の就業選択肢縮小につながることを心より願う次第です。

<株式会社ビー・スタイルについて>

主婦層に特化し、新しい労働力を提供する人材サービス会社です。

主要事業の「パートタイム型人材サービス」は、大手企業を中心に月間約700社。主婦登録数は約5万8,000人。女性がそれぞれの価値観、ライフスタイルにあわせて働ける社会の実現に向け、派遣・紹介・在宅など様々な人材事業を展開しています。

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

株式会社ビー・スタイル 社長室 広報担当：金子 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-3-17 ダヴィンチ新宿ビル5F
Tel:03-5363-4490 Fax:03-5363-4544 Mail:pr@b-style.net ホームページ:http://www.b-style.net/

報道関係者のかた向けに、当リリースに掲載しきれなかったフリーコメントを多数ご用意しています。

本リリースの引用の際は、必ず「ビー・スタイル調べ」とクレジットを明記していただきますようお願い申し上げます。